

高齢者虐待防止対応

マニュアル

医療法人社団 はなぶさ における

虐待防止のための指針

〔医療法人社団 はなぶさ〕

〔東京都北区赤羽西1-17-8〕

〔03-3900-0131〕

虐待防止のための指針

医療法人社団はなぶさが営む、赤羽整形・リウマチクリニック（訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション）及び赤羽整形リハビリデイサービス（通所介護）及び赤羽整形リウマチクリニック 居宅介護支援事業部（居宅介護支援）における事業の人員整備及び運営に関する基準省令（虐待防止に関する事項）に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

1.虐待防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示す通り、その防止に努めることは極めて重要です。

当法人では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる理念を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努める共に、虐待が発生した場合は適性に対応し再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取り組み内容等について、本方針に定めると共に、各事業の運営規程（虐待防止に関する事項）に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当法人では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当法人のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当法人職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（養介護施設従業者等によるもの）】

○身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する

○介護・世話の放棄/放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

○心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

○性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること

○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2.虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項

①虐待防止検討委員会の設置

医療法人社団はなぶさが営む、赤羽整形・リウマチクリニック（訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション）及び赤羽整形リハビリデイサービス（通所介護）及び赤羽整形リウマチクリニック 居宅介護支援事業部（居宅介護支援）における事業の人員整備及び運営に関する基準省令（虐待防止に関する事項）に基づく虐待防止のための対策を検討する委員会として「医療法人社団はなぶさ虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

②委員会の組織

委員会の構成員は、法人理事長、各事業管理者及び管理代行者、法人主任格職とします。また、外部有識者として、法人理事/赤羽整形・リウマチクリニック勤務医師/顧問弁護士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員会に招集することとします。委員会の責任者として委員長を置き、これを当法人理事長が務めます。また副委員長を各事業管理者及び管理代行者とすると共に、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とします。その他、各構成員の役割は下表の通りとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
理事長	委員長（責任者） 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
管理者 管理代行者	副委員長 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
法人管理職 主任職 主任格職	虐待防止措置の周知、進捗管理 介護/看護（医療的ケアに関する検討、医師召集の要否検討）/ 生活相談員（利用者・家族等への説明、相談対応）等各事業職員への役割分担
外部有識者 （医師/弁護士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

③委員会の開催

委員会は、委員長の召集により、年間計画に基づき年1回以上の間隔で定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催とします。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とします。

④委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うと共に、必要な取り組み事項を決定します。

- 1) 虐待防止検討委員会その他事業所内組織に関すること
- 2) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- 3) 虐待防止のための職員研修の内容及び企画/運営に関すること
- 4) 虐待等について職員が相談/報告出来る体制整備に関すること
- 5) 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

⑤結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各法人管理職等により回覧するなどして周知徹底を図ります。

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

①定期開催

虐待等の防止を図るため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年1回（8月を目安）実施します。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催と

②新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内（当事業所のサービス提供の説明）に定めて、虐待等の防止を図るための研修を実施します。

③研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- 1) 虐待等防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- 2) 本指針及び「医療法人社団はなぶさ虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- 3) 虐待等に関する相談/報告並びに通報の方法

4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

④研修記録

研修の実施回ごとに、当法人統一様式（研修記録）により研修実施記録を作成し、使用資料一式と共に、年度ごとの研修記録ファイルに収め、文書管理規程に則り保管/管理します。

⑤研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底を図るために、研修の開催日/時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また欠席者に対しては各法人管理職等により後日伝達研修を行います。研修記録ファイルは全職員がいつでも閲覧できるような場所に配置します。

4.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに東京都北区の窓口に連絡します。また養護者による虐待である場合は、当該高齢者の担当地域包括支援センターに連絡します。

なお、行政機関等からの調査/指導/処分等については、法令に従い適切に対応します。

【通報窓口】

東京都北区介護保険課給付調整係	電話：	03-3908-1286
十条台高齢者あんしんセンター	電話：	03-5948-5630
豊島高齢者あんしんセンター	電話：	03-6903-2712
十条高齢者あんしんセンター	電話：	03-5948-9981
東十条神谷高齢者あんしんセンター	電話：	03-6908-4711
西が丘園高齢者あんしんセンター	電話：	03-5924-7715
みずべの苑高齢者あんしんセンター	電話：	03-5941-6722
赤羽高齢者あんしんセンター	電話：	03-3903-4167
赤羽北高齢者あんしんセンター	電話：	03-5948-5940
浮間高齢者あんしんセンター	電話：	03-3558-3689
桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	電話：	03-5924-0152

②施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見/通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合は速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法/様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行える事とし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。報告を受けた委員長は下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- 1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- 2) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- 3) 法人本部・家族等への報告（第一報）
- 4) 関係職員等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- 5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- 6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- 7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- 8) 必要に応じた懲罰委員会への報告
- 9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4.①②に準じます。

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等防止の観点を含めて、成年後見制度とその他の権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行うと共に、その求めに応じて、東京都北区役所及び東京都北

区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接東京都北区役所等に連絡し対応について相談します。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、各事業の重要事項説明書に示す、当法人において包括的に設置する苦情対応相談窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者/家族（身元引受人）/後見人等の関係者及び当法人職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧出来るよう、施設内に配置します。

9.その他虐待防止推進のために必要な事項

①「医療法人社団はなぶさ 虐待防止対応マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「医療法人社団はなぶさ 虐待防止対応マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

②他機関との連携及び外部研修への職員派遣

東京都福祉保健局、北区介護保険課、その他の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

10.本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改訂する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

11.附則

この指針は2023年4月1日より施行する。

